

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
ICT地域医療・介護連携推進支援事業	一般社団法人徳島県医師会	ICT地域医療・介護連携推進支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の額に影響がある場合</li> <li>・機能を著しく変更する場合</li> <li>・規模、構造又は用途を著しく変更する場合</li> <li>・補助事業の目的を変える場合</li> </ul>
地域医療情報ネットワーク端末整備事業	郡市医師会 各医療機関	事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
公衆無線網を活用した糖尿病等疾病管理ネットワーク事業	国立大学法人徳島大学	役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
脳卒中急性期遠隔診断支援システム整備事業	徳島大学病院	事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	定額	
遠隔画像診断システム整備事業	NPO法人TDIネット	遠隔画像診断システム整備事業に係る給与費（常勤職員給与費、法定福利費）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
		事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
地域医療情報連携システム構築事業	本事業により構築するシステムに参加する医療機関等	事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
口腔ケア連携事業	(1) 徳島県鳴門病院	(1) 歯科標榜のない病院での口腔ケア連携にかかる費用 歯科医師・歯科衛生士等の配置に必要な人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び借損料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	(1) 1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の額に影響がある場合</li> <li>・機能を著しく変更する場合</li> <li>・規模、構造又は用途を著しく変更する場合</li> <li>・補助事業の目的を変える場合</li> </ul>
	(2) 一般社団法人徳島県歯科医師会	(2) 周術期口腔管理事業にかかる費用 周術期口腔管理事業運営に必要な人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額。ただし、診療報酬分を除いた額とする。	(2) 10/10	
ICT在宅医療拠点基盤整備モデル事業	一般社団法人美馬市医師会	ICT在宅医療拠点基盤整備に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
在宅医療機器等整備事業	医療機関	在宅医療の提供や在宅医療の支援に必要な機器の備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	3/4	
	郡市医師会	郡市医師会が行うICTを活用した在宅医療・介護関係者の連携システム構築に係る委託費、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
在宅推進医師確保等支援センター設置支援事業	一般社団法人徳島県医師会	(1) 施設整備費 在宅推進医師確保等支援センターの設置のため必要な新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等 (2) 設備整備費 在宅推進医師確保等支援センターの設置に必要な備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
在宅リハビリテーション体制構築事業	徳島大学病院	在宅リハビリテーション体制構築事業の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
在宅医療支援のためのかかりつけ医研修事業	一般社団法人徳島県医師会	在宅医療支援のためのかかりつけ医研修の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の額に影響がある場合</li> <li>機能を著しく変更する場合</li> </ul>
訪問看護体制支援事業	公益社団法人徳島県看護協会	(1)訪問看護支援センター設置のため必要な改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等 (2)訪問看護支援ネットワークシステム構築のため必要な備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	2/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模、構造又は用途を著しく変更する場合</li> <li>補助事業の目的を変える場合</li> </ul>
		(3)センター運営・各事業の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
在宅歯科医療連携室設置事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	在宅歯科医療連携室の設置・運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
訪問歯科医療機材整備事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	訪問歯科医療機材の整備に必要な備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
県民に対する広報啓発事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	歯科口腔保健に関する情報を広く普及啓発するために必要な経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	

別 表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
薬局・薬剤師の在宅医療対応に係る体制整備等推進事業	薬剤師による在宅医療推進体制の整備等に取り組む薬局、病院、NPO法人や薬剤師会等の団体	(1)訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や在宅対応薬局の周知などに要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等） (2)在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備に要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等） (3)在宅医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の体制整備に要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等） (4)在宅医療の拠点となる病院の薬剤師と周辺薬局・薬剤師の連携体制の整備に要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等） (5)在宅医療に係る調剤等に必要設備・施設の整備に要する備品購入費（取付工事費含む）、工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費	設備整備事業 1事業当たり6,000千円  施設整備事業 1事業当たり10,000千円  上記以外 1事業当たり2,000千円	備品購入費、工事費等の設備・施設整備に要する経費 1/2  上記以外 10/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の額に影響がある場合</li> <li>・機能を著しく変更する場合</li> <li>・規模、構造又は用途を著しく変更する場合</li> <li>・補助事業の目的を変える場合</li> </ul>
産科医等確保支援事業	分娩を取り扱う医療機関	分娩を取り扱う産科・産婦人科医に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	1分娩あたり 10,000円	1/3 （ただし、公的医療機関に対しては2/3）	
新生児医療担当医確保支援事業	NICU設置医療機関	NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として、NICUに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当手当）	新生児1人あたり 10,000円 （NICU入院初日のみ）	1/3	

別 表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
新人看護職員研修事業	新人看護職員研修事業を実施する病院等	<p>(1)新人看護職員研修事業</p> <p>①研修経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</p>	<p>新人看護職員等が1名のとき440千円 （ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 586千円） 新人看護職員等が2名以上のとき 630千円 （ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合 776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合 922千円）</p>	1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の額に影響がある場合</li> <li>・機能を著しく変更する場合</li> <li>・規模、構造又は用途を著しく変更する場合</li> <li>・補助事業の目的を変える場合</li> </ul>
		<p>②教育担当者経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）</p>	新人看護職員等5名以上の場合5名ごとに215千円	1/2	
		<p>(2)医療機関受入研修事業 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>1名～4名を受け入れる場合1施設当たり113千円 5名～9名を受け入れる場合1施設当たり226千円 10名～14名を受け入れる場合1施設当たり566千円 15名～19名を受け入れる場合1施設当たり849千円 20名以上受け入れる場合1施設当たり1,132千円 20名を超える場合1名増すごとに45千円</p>	1/2	
看護師等養成所運営等事業	県内看護師等養成所（三好市医師会准看護学院、南海病院付属准看護学院）	看護師等養成所の運営に必要な経費（教員経費、事務職員経費、生徒経費、実習施設謝金、へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費）	<p>養成所1箇所あたり単価8,080千円 +（生徒数×生徒1人あたり単価） ×調整率 ※生徒1人あたり単価：13,100円 ×当該年度の4月15日現在学生数又は生徒が実在する学年の定員 ※調整率：看護師等養成所の定員数による。（定員80人以下の場合 は1.04） ※へき地加算 1校あたり上限973千円</p>	10/10	

別 表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
病院内保育所運営事業	公立・公的病院等以外の病院	病院内保育所の運営に必要な保育士等人件費（給与費、委託料（給与費に該当するもの））	①基本額 A型特例1人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数 A型 2人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数 B型 4人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数 B型特例6人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数  *保育料収入相当額・・・24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額（上限人数あり） *負担能力指数による調整率・・・設置後3年を経過した病院内保育所を対象に、設置者の前々年度の決算における剰余金等により算出（0.6、0.8、1.0の3段階） ②加算額 24時間保育を行っている施設 20,080円×運営日数 病児保育を行っている施設 187,560円×運営月数 緊急一時保育を行っている施設 20,080円×運営日数	2/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の額に影響がある場合</li> <li>・機能を著しく変更する場合</li> <li>・規模、構造又は用途を著しく変更する場合</li> <li>・補助事業の目的を変える場合</li> </ul>
看護職員の就労環境改善事業	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院	就業環境改善支援事業の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費（人件費、法定福利費）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）	1箇所あたり 2,291千円	1/2	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
小児救急医療体制整備事業	県立中央病院、徳島赤十字病院、半田病院、県立三好病院	小児救急医療拠点病院の運営、小児救急医療支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金）	<p>（小児救急医療拠点病院運営事業）1か所当たり次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする （常勤の体制）            (1) 35,926千円×運営月数／12            (2) 夜間加算（労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金（時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又は125/100以上）を手当している場合に限る。）3,520千円×運営月数／12（オンコール体制）            (3) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合            12,403千円×運営月数／12（小児救急医療支援事業）            次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。            （常勤の体制）            (1) 休日A、休日B及び夜間            1 地区当たり 26,310円×診療日数            (2) 休日C            1 地区当たり 13,150円×診療日数            (3) 夜間加算（労働基準法第37条第1項及び第4項に定める割増賃金（時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又は125/100以上）を手当している場合に限る。）            1 地区当たり 19,782円×診療日数            (4) 小児救急電話相談実施加算（都道府県が委託等により小児救急電話相談（#8000）を実施している場合に限る。）            1 地区当たり 14,838円×診療日数（オンコール体制）            (5) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合            1 地区当たり 13,570円×診療日数</p>	10/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金の額に影響がある場合</li> <li>・ 機能を著しく変更する場合</li> <li>・ 規模、構造又は用途を著しく変更する場合</li> <li>・ 補助事業の目的を変える場合</li> </ul>

別 表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
ドクターバンク強化システム構築事業	一般社団法人徳島県医師会	事業の実施に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託費（上記経費に係るもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の額に影響がある場合</li> <li>・機能を著しく変更する場合</li> <li>・規模、構造又は用途を著しく変更する場合</li> <li>・補助事業の目的を変える場合</li> </ul>
		システム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	3/4	
ICTを活用した遠隔カンファレンス支援事業	徳島大学病院	事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	定額	
病理診断業務等支援事業	県立中央病院、 県立三好病院	事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、医療機器等の備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
手術分野における先進医療技術研修促進事業	県立中央病院	手術支援ロボット用スキルシュミレーター整備に必要な備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
救急医療等「医療機関・従事者」対応能力向上事業	一般社団法人徳島県医師会	多数傷病者発生時の対応マニュアルの策定に係る検討会、ワーキング、各種研修会の開催・実施に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
救急医療体制強化・充実事業	一般社団法人徳島県医師会	医療従事者を対象とした研修会の開催・実施に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
特定診療科におけるキャリア形成育成システム構築事業	徳島大学病院、徳島大学	事業の実施に必要な人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、雑役務費）。研修会、講演会等の開催に必要な報償費、旅費、使用料及び賃借料。社会人大学院における研究に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費、委託費（上記経費に該当するもの）。	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	



別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
胎児超音波精密スクリーニング体制確保・整備事業	徳島大学病院	胎児超音波精密スクリーニングの体制確保、整備のための備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の額に影響がある場合</li> <li>・機能を著しく変更する場合</li> <li>・規模、構造又は用途を著しく変更する場合</li> <li>・補助事業の目的を変える場合</li> </ul>
		講演会、研修会の開催・実施に必要な報償、費用弁償、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に該当するもの）。研修のための旅費、負担金（受講料）。専門指導員の人件費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
救急医療体制支援事業	救急告示医療機関（救命救急センターを除く）	救急患者受入のため必要となる給料及び職員手当	救急患者受入1件あたり 1,000円	10/10	
歯科医療関係者研修事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	歯科医療関係者研修事業の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、受講料等）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
糖尿病と歯周病の医科歯科連携推進事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	糖尿病と歯周病に関する知識普及等に必要な経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
歯科口腔保健人材育成事業	徳島大学病院	歯科口腔保健人材育成に必要な経費 人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
女性医師等再就業促進運動	一般社団法人徳島県医師会	事業の実施に必要な経費 給与費（職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託費（上記経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
女性医療従事者支援事業	国立大学法人徳島大学	事業の実施に必要な経費 給与費（職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託費（上記経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
離職歯科衛生士再就職支援モデル事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	離職歯科衛生士再就職支援モデル事業の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、研修会場に設置する保育室に係る費用）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
看護職員のキャリア形成支援事業	徳島大学病院	看護職員のキャリア形成支援のために必要な経費（需用費（印刷製本費、消耗品費）、役務費（通信運搬費））	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の額に影響がある場合</li> <li>・機能を著しく変更する場合</li> <li>・規模、構造又は用途を著しく変更する場合</li> <li>・補助事業の目的を変える場合</li> </ul>
助産師の人材育成事業	徳島大学病院、県立中央病院、徳島県鳴門病院	(1)助産師の実践力・資質向上事業 エキスパート助産師の院内助産所・助産所実習に必要な経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、図書購入費）、委託費（上記経費に該当するもの）、役務費（保険料））	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
	徳島大学病院	(2)院内助産所等の普及啓発事業 院内助産所等の普及啓発に必要な経費（需用費（印刷製本費、消耗品費、図書購入費）、役務費（通信運搬費））	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
看護教育レベルアップ事業	(1) 徳島県鳴門病院附属看護専門学校	(1)ICT活用による授業実施体制のモデル整備に必要な経費（需用費（印刷製本費、消耗品費、図書購入費）役務費、備品購入費）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
	(2) 看護師等養成所	(2)臨床から一定期間離れている専任教員等の臨床研修に必要な経費（報償費、旅費、手当、需用費、委託費（上記経費に該当するもの））	1名あたり上限300千円		
		(3)コミュニケーション能力向上のための研修会に必要な経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、図書購入費）、役務費）	1校あたり上限100千円		
歯科技工士養成所（徳島歯科学院）研修機能強化事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	歯科技工士養成所（徳島歯科学院）研修機能強化事業の実施に必要なCAD/CAM機器購入設置費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
在宅訪問歯科診療推進モデル事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	在宅訪問歯科診療推進モデル事業の実施に必要な経費 (1) 実習用物品購入費用 (2) 臨時教員給与費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
看護師等養成所教育環境改善促進事業	県内看護師等養成所	看護師等養成所の教育環境整備に必要な需用費、備品購入費	1か所当たり上限3,000千円	2/3	
看護学生臨地実習指導体制強化事業	次の要件全てを満たす臨地実習施設 (1) 県内の訪問看護ステーション (2) 平成27年度から3年間、看護師等学校養成所の実習受入予定のある施設	臨地実習施設の教育環境整備に必要な需用費、備品購入費	平成27年度の受入見込課程数により、1施設当たり 1課程 80千円 2課程 160千円 3課程 300千円	10/10	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
看護職員高度人材育成研修推進事業	(1) 国立大学法人 徳島大学	特定行為に係る意識調査に必要な経費（賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料、役務費、備品購入費）	上限1, 010千円	10/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の額に影響がある場合</li> <li>・機能を著しく変更する場合</li> <li>・規模、構造又は用途を著しく変更する場合</li> <li>・補助事業の目的を変える場合</li> </ul>
	(2) 特定行為に係る指定研修を支援する施設	特定行為に係る指定研修の受講を支援するモデル施設の整備に必要な経費（需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費、備品購入費）	1ヵ所あたり上限2, 150千円		
医師事務作業補助者等配置支援事業	医療機関	医師事務作業補助者等の配置に必要な給与費（給料、諸手当、共済費等）、派遣業者へ支払う各種手数料、研修費（医師事務作業補助者の基礎知識習得に係る研修に限る）	一人あたり 2, 000千円	10/10	
勤務環境改善のための看護補助者導入支援事業	次の要件全てを満たす病院 (1) H26.4.1以降において診療報酬看護補助配置加算等が算定できない病棟等 (2) 勤務環境改善への取組を行っている又は行う施設 (3) 看護補助者導入のための研修・体制整備等を行っている又は行う施設	(1)看護補助者の人件費 給与（給料、諸手当、共済費等）、委託業者に支払う各種手数料 (2)看護補助者の研修・体制整備に必要な経費 報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費	看護補助者1名当たり上限2,000千円	10/10	
協力医療機関への転院搬送支援事業	徳島赤十字病院	医師同乗のうえ、救急自動車（モバイルICU）を用いて患者を搬送する際に必要となる給料、職員手当、燃料費及び委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
感染専門医療従事者養成事業	徳島大学病院	感染地域ネットワーク人材養成支援室において、事業を補助者の人件費（給料、諸手当、共済費等） 感染地域ネットワーク人材養成及び感染地域ネットワーク形成に必要な報償費、国内旅費、海外旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費）、役務費（広告料）使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	